

令和2年度 第4回中津市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時 : 令和2年8月28日(金) 14:30～16:30
(14:00～14:30 中津市クリーンプラザ 施設見学)

場 所 : 中津市クリーンプラザ 3階 研修室

出席委員 : 13名

室長 大應、今井 登美子、平田 誠、小野 政文、伊藤 勇、高山 優治、
澤村 真知子、小川 幸子、平野 京子、水谷 トシエ、溝口 聖美、平山 起
吉、菊池 徹

欠席委員 : 5名

於久 末美、松山 義憲、恵上 貞之、大坪 丈二、亀井 顕史

議 題 : 別紙議案書のとおり

事務局 開会・進行

皆様、こんにちは。本日は令和2年度第4回中津市廃棄物減量等推進審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局を務めます、環境政策課の日高と申します。よろしくお願ひします。それではお手元の次第に沿って進めてまいります。まず開会を、清掃課長の古梶が申し上げます。

古梶清掃課長 挨拶

皆様、こんにちは。本来は、生活保健部長の今富がご挨拶するところですが、他の業務と重なっておりまして、出席することができません。代理として挨拶させていただきます、清掃課長の古梶と申します。よろしくお願ひします。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今回は、ごみ処理施設の現場を見ていただくために、クリーンプラザの案内をさせていただきました。このクリーンプラザには毎日約80tのごみが中津市内から搬入されています。そして、リサイクルできるものは、リサイクルできるように処理を行い、どうしてもリサイクルできないものは、埋立処分場に埋め立てています。循環型社会の形成には、ごみの減量と資源化をどのように推進していくかが重要な課題です。このようなごみ処理の状況を踏まえたうえで、今回の審議会では、前回に引き続き、ごみ袋の有料化を含めたごみ減量・資源化施策について審議させていただきます。活発な議論をいただきますようお願ひします。

それでは、令和2年度第4回中津市廃棄物減量等推進審議会を開会します。

事務局 進行

つづきまして、議事に入りますが、本日は所用のため、於久委員、松山委員、恵上委員、大坪委員、亀井委員が欠席されていますので、18名の委員のうち、13名の皆様によりご審議をいただきます。

これより以降の進行につきましては、室長会長にお任せいたします。それでは室長会長お願ひします。

審議会成立(委員18名中13名出席)

(中津市廃棄物減量等推進審議会運営要綱第6条第2項に規定する過半数以上の出席を満たしており、審議会成立)

議長

審議会運営要綱に基づきまして議長をさせていただきます。委員の皆様のご協力をいただきまして、進行していきたいと思っておりますのでご協力よろしくお願ひします。もう少し分別等ができるのかなと思いましたが、特に残されたごみについては、目を背けたくなるような状況でした。それでは次第に沿いまして、最初に事務局から中津市の現状と中津市としてどう考えているのか、今までは、私たち委員の自由な意見を頂戴してまいりました。事務局の考えを行政から見てどうあるべきかという点を含めて、ご説明をしていただこうと思ひます。そのあとに、議論をしていこうと思っております。よろしくお願ひします。それでは、事務局よろしくお願ひします。

事務局

◀ 議事資料 1.ごみの減量・資源化の推進について説明（※パワーポイント資料にて一括して説明） ▶

議長

ありがとうございます。最後のページに「中津市廃棄物減量等推進審議会 審議事項一覧表」の資料がありますので、これをお手元にご用意いただいて審議していきたいと思ひます。今事務局の方から詳しい説明がありましたが、前回の宿題で1世帯あたりの負担金額を見積もっていただきたいということで、かなりご苦勞いただいたのではないかとと思ひますが、目標とする300で考えたときに、1世帯あたり1年間で約1,500円から2,500円くらいの負担が増えるということで、審議会から要望したことに応じていただきました。それから、中津市の目標に基づいて、事務局としてこういう目標を説明いただいて、それについて審議会の意見を述べていくのが審議会ではないかとと思ひます。

議長としてまとめてみますと、「ごみ袋の種類」については、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」の袋について、前回の議論では、共通の袋でいいのではないかと議論もありましたが、今日の見学等含めてですね、非常に理想的なところもあるけれども、中津市では意識にかなり格差がある。そうなってくると、最初から理想的な状態でいくのは厳しいのではないかと。そうなってくると、出来るだけ全ての市民が取り組んでいけるようなことを考えていけば、事務局が提案される「燃やすごみ」と「燃えないごみ」の2種類が良いのではないかとと思ひます。私も色々調べてみたのですが、近隣自治体を見ていけば、色を変え2種類を用意しているようでございます。そういうことを含めて後から、確認を取っていきますが、その方がごみの収集に関しても、中津市民は今まで無料でできていますから、ごみに関する意識が低い部分があるので、それを改めて審議会としても高い意識を持ってねという提案に結び付けていきたいなと思ひます。

それから、「袋のサイズ」についても、前回450を最大のサイズということだったので、私もびっくりしたのですが、婦人会で扱っているものが450ということで聞いていたのですが、前のホワイトボードを見てください、婦人会の袋も400なんですね。（婦人会、中津市サンプル、大分市450のごみ袋を掲示。）袋の大きさからすると、大分市の450が大きいのですが、さほど目立った感じがしない。特に婦人会で使われ続けてきたと言われていた400ということになると、400と450というのが、450にこだわることはないのかなという感じもしますし、併せて、私自身実験したので良く分かるのですが、容器包装プラスチックを取り除けば、かなり量が減ってくるというのを実感しました。中津市のこの審議会の答申がそのままということではなくて、さらにそれが議会でも議論されるわけで、他の自治体がこうだからではなくて、400が最大というところで考える方がどうかと、事務局の提案でもあったと思ひます。前回もそういった議論はありましたけれども、使いやすさということもありますし、いわゆるごみ箱のこともありますし、私やってみますと、400の袋も工夫すればかからないことはないかと改めて思ひました。

それから、「手数料」の設定で、1ℓあたり0.7円と1円というところですけど、県の平均からすると0.7円であろうかと思えますけど、びっくりしたのは中間市で1.7円とかですね。北九州市でも1.1円。そういうふうを考えていくと、県平均だから0.7円ということではなくて、やはり減量効果からみても1円というところがどうかという説明であったと思えます。

それから最後に出てきた「搬入料金の見直し」ですね。今日見た限りでもすごいなと思ったのですが、10 kg未満が無料であることで、分別されずに来ているなと思えました。なおさら今後袋が有料になってくると、おしかけて来るのではないかと思います。来るだけでもかなりの台数が1日あたりに来ていますよね。

事務局

400台くらい来ています。

議長

それが、ますますこれからおしかけてこないとも限りませんし、併せてこちらも整理する必要があると私も思いましたし、市としてもそういう考えであるということです。受け入れできる量の問題もありますし、そういうもの含めて考えるべきだと思います。

賛成反対と、できれば多数決という形でなくてですね、皆様のご意見を聞いていきながら、まとめていけたらと思います。活発なご議論をいただいて、方向性を決めていきたいなと思います。そういうことで、これから順番に見ていきたいなと思いますが、一つずつ確認をしながら見ていく必要がありますので、先ほどの「中津市廃棄物減量等推進審議会 審議事項一覧表」を見ていただいて、確認をしていきたいと思えます。ご協力よろしくお願ひします。

では、早速ですが、「対象となるごみの種類」については、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の2種類でという。それから「料金体系」については、「単純従量制」でという、この2つは、審議会の意見として方向性を決められています。

その次の「ごみ袋の種類とサイズ」ですね。これについての先ほど事務局から説明があったのは、10ℓ・20ℓ・30ℓ・40ℓということで、計算してみると有料化後は30ℓがスタンダードな利用というイメージで考えているということでした。その辺で委員の皆様のご意見を頂戴していきたいと思えます。

平田委員

45ℓというのは、ごみ箱の容器で大きい方が使い勝手の面でのご議論だったと思えます。ごみ箱の容器に関しましては、プラスチックを分けることになると、そのプラスチックのためのごみ箱に代わるのではないかと思います。生ごみ等は、新しいごみ箱を用意されることになると思うので、少なくとも3日とか4日に1回出されるとなれば、20ℓが普通になるのかなという感じでした。紙おむつを使われているところが、かなりの量が出るのではないかと思います。そういったところに対しては、袋は無料で配られるということなので、40ℓでも十分ではないかということですね。あと、「不燃ごみ」に関しましては、これは1月に1回出されないのかもしれませんが、1月に1回出すと考えたときに、40ℓ出すことはないでしょうし、20ℓを出すこともないのかなと思います。ただ、腐りもしませんので、次の月にとりあえずいらっしやるのかもしれませんが、ですので、ご提案のありました、45ℓを40ℓで、「不燃ごみ」は、40ℓ・20ℓ・10ℓ、「可燃ごみ」は、40ℓ・30ℓ・20ℓ・10ℓということで、このあたりを揃えていただければ十分ではないかと思えます。5ℓは不要だと思います。使いますのは、「不燃ごみ」だと思いますけど、5ℓはなくても、問題はないと思えます。

議長

ありがとうございました。ちょっと確認をしておきます。紙おむつ等は、450までの市販のごみ袋に入れて出せばいいんですね。

事務局

はい。負担軽減で、有料袋を使わずに今まで通り無色透明の450以下の袋の中に紙おむつだけを入れていただくことになります。

平田委員

問題ないということですね。

事務局

はい。そうです。

議長

ありがとうございます。ほかに意見はありますか。よろしいでしょうか。大体、議論は尽くしてきているように思いますので、「燃やすごみ」のサイズは、400・300・200・100。それから、「燃えないごみ」のサイズは、400・200・100で、どうでしょうか。ご同意いただいたものとしてよろしいでしょうか。

<委員同意>

ありがとうございます。

それでは、10あたりの手数料ですね。ただ、0.7円を市民に説得するには、県平均ですよっていうくらいの理由になりますよね。あと、事務局で準備していただいている資料では、1円くらいかなと思いますが。ちょっといろいろな方に聞いてみたのですが、0.7円に固執される方はいませんでした。逆に安くやっておいて後ですぐに値段が上がるとなると、かえって困るというような意見の方がありました。しばらく上がらないような値段でやっておいていただく方がいいんじゃないかという意見が多くありました。どうでしょう、ご意見をお願いします。

平山委員

0.7円か1円かというところの袋の代金のことですが、会長がおっしゃたように0.7円で決めて再度上げようとしたら、大変困難な業務を費やすわけで、できれば1円で設定した方が、いいのではないかと思います。それから、施設の老朽化がどんどん加速していっておるということで、修繕費等も一般財源で拠出していると思うのですが、これも年々人件費等の高騰で上がってくることで、こういったところを総合的に考えていくべきじゃないかなと思いました。私は1円でいいのではないかと思います。

議長

ありがとうございます。小川委員はどうですか。

小川委員

平山委員が言われたように、途中で上げるとかはやめて欲しい。初めから1円で、そのままいただいていた方が、いいような気がします。

議長

ありがとうございます。伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

私もですね、前回大分市が0.7円ということで非常にこだわってですね、家に持ち帰って話をしてみたら、10あたり1円ということで主婦の方20人くらいに話を聞きましたら、抵抗はありませんでした。1円で。なぜかということ、宇佐市から転入している方もいらっしゃいますけど、中津市が有料化になっていないということで抵抗はありませんでした。びっくりしました。下げることはできないので、私も1円からスタートで妥協できました。

議長

ありがとうございます。ほかの委員はどうでしょうか。

平田委員

私も、0.7円と申し上げていましたけど、いろいろと中津市の現状がよく分かりました。やれることはやっていただきたいということがありまして、ごみステーションの問題だとかは、今は監視カメラが当たり前の時代になっていますし、それ以上にマナーの問題。特に「不燃ごみ」の中に「可燃ごみ」が入っていたり、「可燃ごみ」の中に「不燃ごみ」が入っていたりと、分別の問題というのは、もともと教育しないといけない話で、そののところがしっかりとやっていただきたいということです。あと、最後に申し上げようと思ったのですが、大木町さんがやられているやり方。焼却場を持ってなくて、生ごみ処理を資源化处理されていますけど、自治会さんへの表彰制度を実施してまして、町で運営している温泉施設のチケットを差し上げるとかいうことをやられています。きちっとやられているところを表彰するというのも必要だと思います。1点だけ確認させていただきたかったのですが、実際1円という計算をされたときに、どれだけ有料ごみ袋で、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」というのは、処分費用を回収できる計算なのですか。

議長

事務局、すぐに出ますかね。

事務局

確認させていただきます。

平田委員

費用負担の公平性とか、あるいは費用削減という部分で確認だけさせていただきます。

議長

中津という地域は、文化圏的に北九州とかいう形になるんですかね。例えば、うちの高校では、3分の1は、福岡県から来ています。そういう意味ですね、やはり北九州含めたところで見ると説得力もあるかと思います。水谷委員は、どうでしょうか。

水谷委員

私たち婦人会でごみ袋を扱ってきましたけれど、これも油の値段が上がるたびに業者から値段が上がると言ってきます。ある程度、それを見込んだ形で設定した方が、皆様には理解していただけるなと思います。それから、福岡との関連ということで、福岡県側よりこっちの方が安ければこっちに持ち込むのではないかとといった心配がありますので、あまり差がない方がいいのではないかと思います。

議長

ありがとうございます。事務局は、確認できましたか。

事務局

10あたり1円の設定で、ごみ処理費用の負担割合は、約23%です。

平田委員

「可燃ごみ」、「不燃ごみ」で、「不燃ごみ」の方が費用がかかりますよね。

事務局

両方合わせた負担割合です。

平田委員

それぞれの負担割合が知りたかったのですが、おそらく、「可燃ごみ」はそれほど問題ないと思いますが、「不燃ごみ」は全然負担していないのではないかと思います。今更「単純従量制」を変えてくださいとは言いませんけど、気になりました。

事務局

分かりました。

平田委員

合わせて23%ですか。それは、きちっとおっしゃっていただかないと。例えば、油の値段が上がったら、袋の値段が上がるんじゃないのといった意見がありましたけど、それよりも取られることは取られているということになりますよね。それと、先ほど値上げというお話がありましたけど、基本的に値上げの理由は全くありません。できません。ほかの自治体さんも全然上げられないでいます。プラスチックが高くなったとしても、高くもできませんし、処理費用の負担が少ないからといってもできないです。値上げはどちらにしてもないです。

事務局

ありがとうございます。ほかにご意見ありませんか。

小野委員

事務局に聞きたいのですが。私は、ちょうど1円くらいでいいのかなと思うのですが、郡部の方にいくとですね、有料袋になると、たぶん家の周りで焼くんですね。生ごみ焼いたり、紙を焼いたり、今でも焼いているんですけど。そういうことは、どういうふうに考えていますか。

事務局

野焼きですが、禁止をされていますので、できません。しないでくださいということを市としては、お願いをせざるを得ませんし、実際にしている場合は、やめてもらうよう直接指導します。

小野委員

わかりました。

議長

ありがとうございました。ほかになければ、10あたり1円ということで、審議会としては方向

性を出すということによろしいですか。

<委員同意>

ありがとうございます。

それから、先ほど平田委員からもありましたけど、「負担軽減措置内容の減免対象品目」のところです。紙おむつ、草・落ち葉、きれまち隊等のボランティアごみは、減免対象ということで450までのごみ袋で出せばよい。これは、ごみ収集に出せるんですよね。

事務局

そうです。

議長

紙おむつ等になっていますよね。収集形態はどうなんでしょう。

事務局

紙おむつ等と書かせていただのは、紙おむつとストーマ用装具、腹膜透析液の空袋、こういったものを総称して紙おむつ等としました。紙おむつは紙おむつだけを入れていただければいいですし、ストーマ用装具を使われている方は、それだけを入れていただくことになります。

議長

ありがとうございました。収集のパンフレットで配るんですよね。

事務局

実際に有料化制度を実施するとなったときに、それを合わせて市民の皆様にはお知らせをさせていただきます。

議長

ありがとうございました。それと、落ち葉・草、先ほど分別しているところを見せていただきましたが、あと剪定枝木がありましたよね。そのあたりは、分別して処理しているということですよ。どうでしょうか。

事務局

家庭から出していただいているときは、透明の袋に草は草だけ、落ち葉は落ち葉だけで入れていただくことになります。持ち込み分は、分別して処理していますが、家庭から集積所に出ている分は、焼却処理しています。

平田委員

分別する予定はないですか。

事務局

検討していきます。

平田委員

是非とも検討してください。

議長

剪定枝木は、有料袋ということになりますよね。

事務局

はい。そうです。

議長

よろしいでしょうか。

<委員同意>

そういうことで、「負担軽減措置の減免対象品目」を確認しました。

それから、「減免対象者」の件ですけど、いろいろ地域によって丁寧に減免対象者を決めているところはありますけど、説明がありましたように生活保護世帯を中心としてということですよ。生活保護世帯ということによろしいでしょうか。あとは、行政にお任せするというので、審議会の意見としては、よろしいですか。

<委員同意>

それから、「クリーンプラザの搬入料金」のことですが、現在 10 kg未満が無料で、その後 10 kgあたり 60 円という形。計量は 10 kg単位ですか。

事務局

10 kg単位で、10 kg以上については、四捨五入です。

議長

そういうことで、今まで 10 kgまで無料だったものを、有料で対応していくと。そうしないと、矛盾が出るということで説明をいただきました。いかかでしょうか。あまり議論する内容でもない気がします。よろしいですか。

<委員同意>

はい。ありがとうございます。そういうことで、1.ごみ袋有料化の導入についての1～7の審議会のご意向の確認が取れました。よろしいでしょうか。もう一度確認しますか。

事務局

今確認いただきましたので、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」の袋を分けるかどうかは、どうですか。

議長

色分けの件ですね。確認したと思っていましたが、色分けをしておかないと大変じゃないかというところがありますし、色分けをしたほうがいいという意見もありましたし、色分けを「燃やすごみ」と「燃えないごみ」を分けるということでお願いします。

それから、2.ごみ減量・資源化推進に向けたその他の施策の件ですが、既に議論が全て済んでいると思います。今日新たに説明をいただいたこともありますけど、審議会としては、了承したという形でまとめたいと思いますが、ご異論ございませんでしょうか。

平田委員

現状でも分けるべきもの、紙類、布類、ペットボトル、トレイですかね。分けるべきものが16%「燃やすごみ」に入ってきていると。あと今後は、容器包装プラスチックが分別されるということで、これが18%。これ本来、全部分けられるようになったら34%減量できるということでしょうか。

事務局

はい。そのとおりです。

平田委員

生ごみに関しては、水切りを普通にやられている程度からやられるようになると10%減ということで、生ごみが40%ですから4%減ということで、理論的に今のままごみを出している人も分別して水切りさえすれば、40%近くは減らせるということになります。是非とも間違えなく目標の20%と言わず、それ以上の値を実現していただきたいと、私からのお願いでございます。

議長

はい。ありがとうございます。今後の展望までお話をいただきまして。どうぞ、平野委員。

平野委員

容器包装プラスチックの分別を言われていますが、それはいつ頃といった計画はありますか。

事務局

最終的にこうした一連のものは、審議会の方から答申という形で、その項目を頂くこととなります。その実施の時期については、予算が伴うもの、あるいは条例の改正をしなければならないものは、議会に諮って、それから実施ということになりますので、その実施の時期も議会の議決を経てということになります。事務局としては、有料化の前に容器包装プラスチックの分別収集等は、先行して実施をしたいという思いはあります。ただ、それは予算を伴うことなので、断定として申し上げられないのですが、有料化と容器包装プラスチックの分別収集を同時に始めると市民の皆様もそこは混乱してしまうので、初めに先行してやれるもの特に再資源化が進められるものについては、できるだけ先行してやりたいと思います。

議長

よろしいでしょうか。最後に確認いたしますが、「中津市廃棄物減量等推進審議会 審議事項一覧表」について各項目確認をしましたが、ほかに委員の皆様の見解がなければ、方向性が大体見えてきたような気がします。そういうことで事務局の方で、まとめていただいて最終的な答申案という形にまとめていくということで、よろしいですか。

<委員同意>

ありがとうございます。それでは、事務局にお返しします。

事務局

長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。ご審議いただいた事項につきまして、審議会としての確認をしていただきましたので、これをもって市民の皆様への説明会の準備に入らせていただきたいと思います。実施の時期は、新型コロナウイルスの関係もあって、3密を避けながらという状況もあるのですが、できれば10月に約1ヵ月かけて市民の皆様への説明会を実施させていただきたいと考えております。もし、10月に実施ができるということであれば、9月15日号の市報に全体の日程等お知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願い

いたします。考え方としましては、旧中津市については、各小学校区で午前中1回、午後1回、夜1回の各校区1日に3回開催します。各支所については、同じように午前中、午後、夜の3回を2日間設定します。ですので、各支所は延べで6回説明会を開催させていただきます。それとは、別に土曜日か日曜日のいずれかに、そのいずれにも出席できないという方は、旧中津と三光で1カ所、本耶馬溪と耶馬溪、山国の地域で1カ所、それは1回どこかで開催させていただきたいと考えていますので、延べで59回の市民説明会を開催させていただくことにしています。

議長

ありがとうございます。確認ですが、基本的に審議を基に、中津市家庭系ごみ減量化基本方針(案)を作られますよね。

事務局

そうです。

議長

それは、この審議会に対してはどのようなふうな扱いになりますか。

事務局

今日、方針を決定していただいたものを基に市民の皆様に説明するための基本方針(案)を事務局で取りまとめて、9月に審議会を開催していただいて、その中で確認していただこうと考えています。ただ、9月15日号の市報にいきなり市民説明会の日程が載ってしまうと、委員の皆様にお伝えしないまま、出てしまうということになりますので、口頭でお話させていただいたのですが、説明会に用いる基本方針(案)は、審議会へご説明をさせていただきます。

議長

はい。もう1回あるのですね。

事務局

9月に少なくとも1回は開催させていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

高山委員

市民説明の内容的には、この審議会のメインが有料化ということで、今日確認した内容を市民に説明するんですか。それと、審議会の答申との関係はどうなるんですか。

事務局

審議会でご各事項にわたって有料化を含めて確認をしていただいたもの、方針として確認していただいたものは、全てご説明をさせていただきます。説明会で市民の皆様からいただいた意見は、集約をして審議会でご報告をさせていただきます。報告をさせていただいたうえで、最終的な基本方針を定めて、審議会の方で確認をしていただきます。そして、最終的に審議会から答申をいただきます。今はまだ、基本方針は素案です。

高山委員

答申を出していないのに市民に説明をするということですか。

事務局

基本方針の素案について、市民の皆様の声をいただくということです。

高山委員

これから市民の声はこれからパブリックコメントを取るとは思うんですが、そういう意見を審議会として聞くということですか。

事務局

それは、事務局の方がお聞きした意見を、審議会の委員の皆様の説明会を開催したご意見はこうでしたということで説明させていただきます。

高山委員

審議会で市民の意見を聞くという形になるのですか。

事務局

あくまでも基本方針（案）の説明会は、市の責任でやらせていただきます。その基本方針の素案をまとめるために、審議会の委員の皆様の方針としてご意見をいただいている状況です。それで、市民の皆様から内容についてご理解をいただければ、素案を基本方針として策定するという事です。

議長

よろしいですか。審議会で審議したことを市民の皆様どうでしょうかといった形になるかと思えます。審議会がどうではなくて、中津市が基本方針（案）をどうでしょうかということで、ここで出た意見をまた改めて審議会で審議して、答申を作るということになるかと思えますが、よろしいでしょうか。

高山委員

はい。

議長

ほかにありますか。なければ事務局にお返しします。ありがとうございました。

事務局

室長会長、議事進行を大変ありがとうございました。委員の皆さまからも、多くの貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。次回の審議会につきましては、9月の中旬から下旬を予定しております。資料の中にも次回の審議会の日程表が入っていますので、都合のいい日を教えていただければと思います。次回の審議会では、基本方針（案）を皆様にご確認いただくようになりますので、よろしく願いいたします。それでは、閉会のご挨拶を清掃課長の古梶が申し上げます。

清掃課長 古梶

以上をもちまして、令和2年度第4回中津市廃棄物減量等推進審議会を終了します。長時間にわたり、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

16：30 審議会終了